

伊賀市公民連携事業検討会議の設置について

1. 背景

社会経済情勢の変化

新型コロナウイルス感染症拡大による「新たな生活様式」への対応、そして地域や住民のQOL（クオリティ・オブ・ライフ：生活の質）を上げていくためには、既存の考え方や枠組みにとらわれない多様な知見、ノウハウが不可欠となっています。

民間活力の活用

SDGs が浸透したこともあり、環境保護、ボランティア、寄附といった社会的責任を果たすCSR（Corporate Social Responsibility）に加え、利益の追求と社会課題の解決を両立し、企業と社会双方の共通の価値を生み出すCSV（Creating Shared Value）の考え方など、民間企業において社会貢献への意識が高まっています。

2. 民間事業者との連携に係る課題とその対応

課題

民間事業者から様々な公民連携の取り組みが提案されるものの、その効果を最大限に活かそうとする環境・体制が十分ではありません。

- ✓ 連携事業に対する職員意識の温度差
- ✓ 民間事業者からの提案に対する対応が不均衡
- ✓ 事務手続きなど実施までのプロセスが不明確
- ✓ 連携協定を締結後、目指すべき取り組みとなっていない、取り組み自体が行われていない など

対応策

伊賀市公民連携事業検討会議（庁内会議）を設置し、民間事業者から提案のあった個別事案に係る協働・共創の可能性を検討し、方向性を示します。

構成メンバー

- デジタル自治推進局長
- 企画振興部次長
- 総合政策課長
- 地域創生課長
- 財政課長
- 総務課長
- 議事に関係する所属の長

検討事項

- 連携事業に係る協働・共創の可能性等に関すること。
- 現に締結している連携協定に関すること。
- 連携事業に係る基準に関すること。
- 伊賀市公民連携ガイドラインに関すること。

3. 伊賀市公民連携事業検討会議の運用について

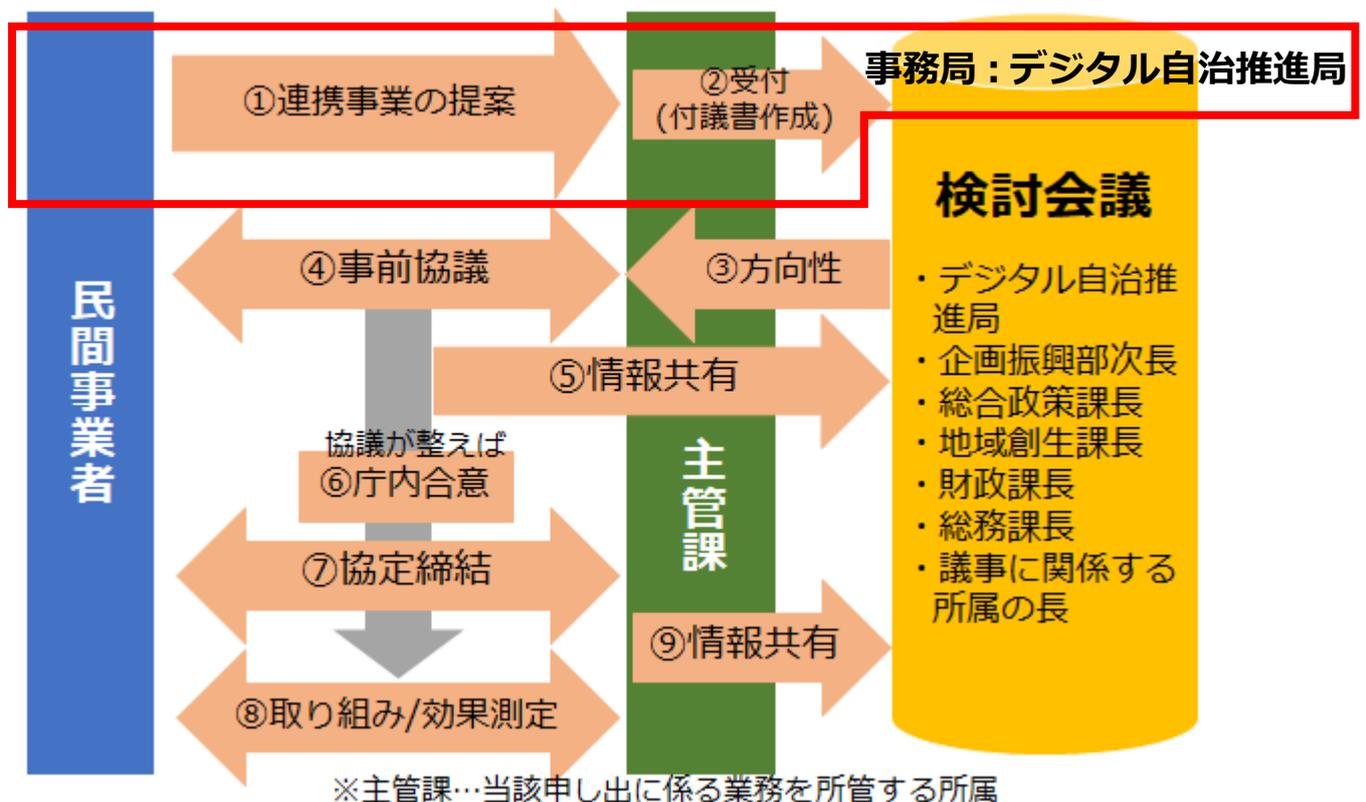
(1)付議の対象

民間事業者から提案された事業・取り組みのうち、以下の条件を満たしたもの

- 事業活動又は公共的活動を行う法人その他の団体（以下、事業者等という）から提案されたもの。※国、地方公共団体、住民自治協議会及び自治会等は除く
- 市及び事業者等が地域又は行政の課題の解決に向けて事業者等の申出により行うもの。
- 原則として市の費用負担を伴わないもの。

(2)手順

民間事業者から提案を受けた所属は、提案内容を記載した伊賀市公民連携事業検討会議付議書を作成の上、デジタル自治推進局へ提出してください。



○参考資料

- ・ 伊賀市公民連携事業検討会議設置要綱
- ・ 伊賀市公民連携事業検討会議付議書（別記様式）

伊賀市公民連携事業検討会議設置要綱

(設置)

第1条 市と事業者等が相互に連携し、地域及び行政の課題の解決を図る協働・共創の取組を推進するため、伊賀市公民連携事業検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 事業活動又は公共的活動を行う法人その他の団体であつて、国、地方公共団体、住民自治協議会及び自治会等（自治組織に関する規則（平成23年伊賀市規則第36号）第2条第2項に規定する自治会等をいう。）以外のものをいう。
- (2) 連携事業 市及び事業者等が地域又は行政の課題の解決に向けて事業者等の申出により行う事業であつて、事業者等が役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為（公的不動産の活用を伴うものを除く。）を原則として無償で行うものをいう。
- (3) 連携協定 特定又は複数の分野での連携事業について市及び事業者等が締結する協定をいう。

(所掌事務)

第3条 検討会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 連携事業に係る協働・共創の可能性等に関すること。
- (2) 現に締結している連携協定に関すること。
- (3) 連携事業に係る基準に関すること。
- (4) 伊賀市公民連携（PPP）ガイドラインに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業者等との連携に関し必要な事項

(組織等)

第4条 検討会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長はデジタル自治推進局長を、副議長は企画振興部次長を、委員は総務部総務課長、企画振興部総合政策課長、企画振興部地域創生課長及び財務部財政課長をもって充てる。
- 3 委員は、前項の規定によるほか、検討会議の議事に応じ、当該議事に関係する所属の長をもって充てることができる。
- 4 議長は、検討会議を総括する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、議長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 議長は、必要に応じて、委員以外の者に検討会議の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(付議手続)

第6条 事業者等から連携事業の申出を受けた所属の長は、伊賀市公民連携事業検討会議付議書(別記様式)及び関係資料を議長に提出しなければならない。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、デジタル自治推進局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が検討会議に諮って定める。

附 則 (令和5年2月14日訓令第2号)

この訓令は、令和5年2月20日から施行する。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

伊賀市公民連携事業検討会議議長 様

所属

所属長

伊賀市公民連携事業検討会議付議書

受け付けた担当者		(役職、氏名)
事業者 情報	名称 (ふりがな)	
	代表者	(役職、氏名)
	所在地	
	担当者	(氏名、所属部署、電話番号)
事業者の提案内容		①目的 ②内容 ③実施期間 ④期待できる効果 ⑤実施する上で市に求めること ⑥懸案事項 ⑦その他
関係資料		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (資料名：)
備考		